

第1章

ホームかなざわについて

必要な人へ必要なサービスが届くように、新たな取り組みをモデル的に実践し、制度の創設や普及に努める部署として、二〇〇一年（平成一三年）、滋賀県社会福祉事業団（現・社会福祉法人グロー）に企画事業部が設置された。ケアシステム推進課、ケアサービス推進課、文化芸術推進課という三つの課があり、それぞれ先駆的なサービスの実践や福祉の新たな可能性を探求している。その中のケアサービス推進課では、障害のある人の地域生活を支える為に先駆的なサービスの開発を実施してきた。

二〇〇五年（平成一七年）に発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義とその支援について定められたが、当時はまだ高機能の発達障害のある人の存在はあまり知られていなかった。更には、当時の障害福祉制度では、発達障害のある人が支援の対象となっておらず、福祉ニーズがあっても、必要な支援が届かないという大きな課題があった。そこで、ケアサービス推進課では、高機能の発達障害のある人の地域生活支援の取り組みを実施。具体的には、二〇〇五年（平成一七年）からの三年間は「高機能自閉症等地域自立生活支援モデル事業」、二〇〇八年（平成二〇年）か

らの三年間は「高機能自閉症地域生活ステップアップ事業」を県から受託し実施。この事業の実施フィールドが「ホームかなざわ」である。二〇一二年（平成二四年）からは、自分に合った暮らしの形を見つけるための場としての通型の機能は残しつつ、利用期限は撤廃し、一般のグループホーム（以下、GH）として運営。

二〇一〇年（平成二二年）に障害者自立支援法が改正され、発達障害のある人も福祉サービスを利用できるようになり、発達障害のある人のニーズの顕在化が進むことにもつながったが現実的にはそのニーズに対応できるサービスが不足している現状が残されていた。

また、日中活動のある人の利用を前提としたホームかなざわの仕組みでは、離職中の人や二次障害を抱えた人、ひきこもり状態にある人等への対応が難しいという課題が抽出された。こうした課題について法人内で検討を重ね、日中支援と生活支援を一体的に実施する事業所、ジョブカレが二〇一二年（平成二四年）に東近江市に開設された。ジョブカレでは、高機能の発達障害のある人達に対して、就労準備訓練の場としての自立訓練（生活訓練）と、暮らしの訓練の場としての宿泊型自立訓練を提供している。

ホームかなざわの二〇一七年の取り組みにおいては、長期利用の方の生活移行を進めた。